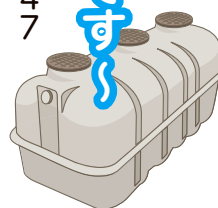


お宅の浄化槽は大丈夫!?

# 10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係

☎ 1147



「合併処理浄化槽」は、微生物の働きを利用して、台所・洗濯・風呂などから出た生活排水をきれいにする装置です。それに対して「単独処理浄化槽」は、トイレの水だけを浄化する装置で、新たに設置することが禁止されています。

水環境をきれいにするために合併処理浄化槽への転換をお願いします

「合併処理浄化槽」は、「単独処理浄化槽」に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができ、川や海をきれいにするため、「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を設置されている場合は、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

合併処理浄化槽への転換に対する補助金があります

市では、「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から

区分	内容	回数	市内業者 ※掲載希望事業者のみ表示
保守点検	浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒剤の補充などを行います。	年3~4回	(株)鳥羽産業 ☎ 2807 (有)鳥羽メンテック ☎ 2572 マル井興業(株) ☎ 5402
清掃	浄化槽の機能を十分発揮させるために、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います。	年に1回 全ばっ気方式は6か月に1回以上	(株)鳥羽産業 ☎ 2807

「合併処理浄化槽」への転換に対し、補助金を交付しています(新築・建替は対象外)。補助条件などくわしくは、ホームページをご覧ください。か、環境課へ問い合わせください。

浄化槽の維持管理はできていますか?

浄化槽が適正に稼働するには、維持管理を行うことが大切です。保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが、浄化槽法で義務づけられています。定期検査は、浄化槽の「年1回の健康診断」です。保守点検とは目的、作業内容が異なるため、保守点検を受検していたとしても、法定検査はすべての浄化槽が受検の対象となります。

区分	説明	回数	検査機関
法定検査	定期検査(11条検査)	年1回	一般財団法人三重県水質検査センター ☎ 059-213-0707
	設置後の水質検査(7条検査)	使い始めて3か月を経過した日から5か月以内	

## 10月は「食品ロス」削減月間です!

環境課資源リサイクル係 ☎ 1149

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。

### ～食品ロスとは?～

本来食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)が、年間約600万トン発生しています。これは、国民1人あたりに換算すると、毎日ご飯茶碗1杯分(約130g)が捨てられている計算になります。

大切な食べ物を無駄なく食べきり、環境や家計にも優しくしましょう。



### 家庭でできる食品ロス削減のコツ

#### 買い物では

- ・安いからといって買いすぎないように注意しましょう。
- ・買い物前に冷蔵庫をチェックしましょう。

#### 食品の保存では

- ・冷蔵庫を整理しましょう。

#### 調理するときは

- ・食べ切れる分だけ作りましょう。
- ・残った料理はリメイクしましょう。